

平成30年度第3回  
東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会

大田区における  
医療的ケア児・者の  
地域生活を支える支援

大田区福祉部障害福祉課長 酒井 敏彦

平成31年3月7日（木）\*1

大田区の紹介



平成31年3月7日（木）\*2

障がい分野の相談窓口①

○障害福祉課（区役所本庁舎）

障害者支援、児童発達支援に関する仕事を担当

○地域福祉課（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4か所）

地域の障がい者に関する仕事を担当

- ・身体障がい者福祉、知的障がい者福祉の相談
- ・精神障がい、難病の医療費助成申請受付
- ・障害福祉サービスに関する相談、申請
- ・心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当、特別障害者手当の申請
- ・補装具、日常生活用具の申請 など

平成31年3月7日（木）\*3

障がい分野の相談窓口②

○地域健康課（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4か所）

地域の保健衛生に関する仕事を担当

- ・子どもの予防接種、乳幼児健康診査
- ・母子健康手帳交付
- ・両親学級、育児学級
- ・栄養相談、歯科相談、保健相談
- ・小児慢性特定疾病
- ・養育、育成医療
- ・精神保健相談
- ・難病保健相談 など



平成31年3月7日（木）\*4

障がい分野の相談窓口③

○障がい者総合サポートセンター（愛称：さぼーとぴあ）  
(基幹相談支援センターとして位置付け)



平成31年3月7日（木）\*5

「さぼーとぴあ」の紹介①

1階 相談支援部門

障がいについてのさまざまな  
相談をお受けします。

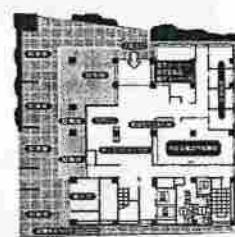
○相談支援事業

○障害者虐待防止センター

○意思疎通支援事業

○C A F E ぴあ

軽食や自主生産品の販売を  
行っている。



平成31年3月7日（木）\*6

### 「さぽーとぴあ」の紹介②

#### 2階 居住支援部門

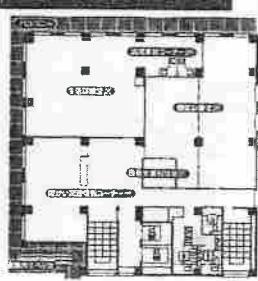
障がいのある方が自立して生  
活できるよう訓練します。

##### ○機能訓練

- ・理学療法(PT)
- ・作業療法(OT)
- ・言語聴覚療法(ST)

##### ○生活訓練

- ・家事訓練
- ・健康管理プログラム
- ・社会生活技能訓練(SST)



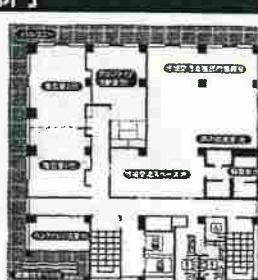
平成31年3月7日（木）\*7

### 「さぽーとぴあ」の紹介③

#### 3階 地域交流支援部門

障がい者の余暇活動を支援  
し、地域の方と交流できる  
イベントを実施しています。

- 余暇活動支援
- 理解啓発活動
- 声の図書室
- 生産活動支援
- ボランティア活動室

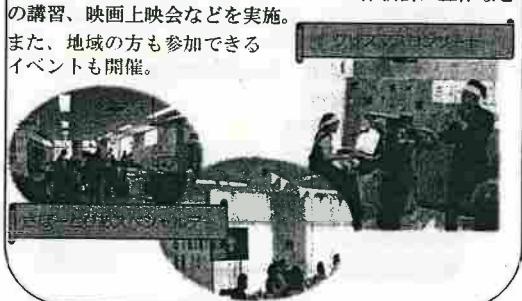


平成31年3月7日（木）\*8

### コラム「さぽーとぴあ」その1

障がいのある方が参加できる、スポーツ体験会、工作などの講習、映画上映会などを実施。

また、地域の方も参加できる  
イベントも開催。



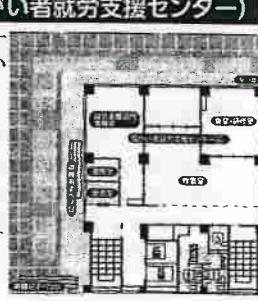
平成31年3月7日（木）\*9

### 「さぽーとぴあ」の紹介④

#### 4階 就労支援部門（障がい者就労支援センター）

障がいのある方の就労に関する相談や情報提供を行ってい  
ます。

- 就労移行支援事業
- 就労定着支援
- たまりば  
就労者を対象に仕事の後、  
仲間と会い、リフレッシュ  
する場を設けている。
- 就労支援ネットワーク



平成31年3月7日（木）\*10

### 「さぽーとぴあ」の紹介⑤

#### 3階・5階 施設の貸し出し

障がいの方、地域の方にお使い  
いただけるお部屋をご用意してい  
ます。

- 施設の貸し出し  
・（3階）集会室  
・（5階）多目的室



平成31年3月7日（木）\*11

### 区の取組み（プランの紹介①）

○おおた障がい施策推進プラン  
区の障がい分野における  
施策の具体的な方向性等を  
定めている。

計画期間は、  
平成30～32年度の3年間。



平成31年3月7日（木）\*12

区の取組み（プランの紹介②）

**計画の位置付け**

以下の4つの計画を一体化した計画。  
また、大田区基本構想に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、各分野の計画等と整合を図っている。

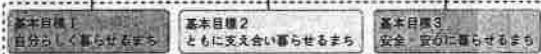
- 障害者基本法に基づく「大田区障害者計画」
- 障害者総合支援法に基づく「第5期大田区障害福祉計画」
- 児童福祉法に基づく「第1期大田区障害児福祉計画」
- 児童支援に関する区独自の計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」

平成31年3月7日（木）・13

区の取組み（プランの紹介③）

**計画のめざす姿**

基本理念：障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります



取組の様断的な視点



平成31年3月7日（木）・14

区の取組み（プランの紹介④）

自分らしく安心した暮らしの実現



平成31年3月7日（木）・15

区の取組み（個別施策①）

**日中活動の場の整備 重点**

○区立施設の機能見直し・強化

- ・区立区営の通所施設である上池台障害者福祉会館において、平成32年4月より重症心身障害者通所事業を含む生活介護事業の定員増を図る。

上池台障害者福祉会館で実施しているサービス

- ・生活介護～平成29年度から対象を拡充。（身体障がい者に加え、知的障がい者にもサービス提供）
- ・自立訓練（機能訓練）～平成30年度末に廃止
- ・就労継続支援B型
- ・居宅特定相談支援事業

平成31年3月7日（木）・16

コラム「上池台障害者福祉会館」

○焼き菓子

国産の小麦粉、バター、砂糖、天然塩など、安全で良質な素材を使い、添加物を一切使用せずに作っている。

○革工芸品

革の裁断、染め、刻印、すべて手作業で作っているため、同じものは1つもない。



平成31年3月7日（木）・17

区の取組み（個別施策②）

**緊急時の受入体制の充実 重点**

○短期入所事業の充実

- ・障がい者総合サポートセンターの増築工事を行い、重症心身障がい児(者)の方(医療的ケアのある方も含む)の利用を中心とした短期入所の機能を整備する。

学齢期の発達障がい児支援事業（診察、療育相談、放課後等デイサービス）も実施予定。

平成31年3月の開設をめざし、準備中。

平成31年3月7日（木）・18

コラム「さぼーとぴあ」その2

全館  
完成!  
パワーアップ さぼーとぴあ



増築部分 3月24日日 グランドオープン

平成31年3月7日(木) \*19

区の取組み（個別施策③）

保健・医療の充実

- 医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実
  - ・平成27年度から、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい者の家族の一時的な休息等のため、訪問看護師等を派遣する「重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業」を実施。
  - 平成30年度より、単位時間の変更、医療的ケアが必要な18歳未満の障がい児を対象に加えるなど拡充。

平成31年3月7日(木) \*20

区の取組み（個別施策④）

保育の充実

○統合保育の充実

- ・区立保育園における医療的ケア児受入れのモデル実施。  
⇒実施園  
(平成30年度～) 入新井保育園、仲池上保育園(各1名)  
(平成31年度～) 志茂田保育園(1名)
- =受け入れ対象児童(保育園で実施する医療的ケア)
  - \*保育園において、①痰の吸引②経管栄養③導尿が必要な児童
  - \*疾患があるものの入院して治療をする必要がなく、容態が安定している児童
  - \*医療的ケアが、日常生活の一部として定着しており、その行為によって状態の変化が起こりにくいと医師に判断されている児童

平成31年3月7日(木) \*21

～保育園での受け入れ状況 その1～

○導尿ケアの環境

- ・1階のだれでもトイレを使用
- ・児童身長等にあわせ、便座、足台を使用し安定した状態で実施

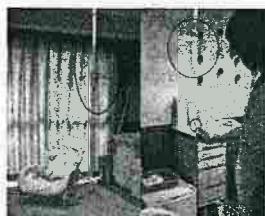


平成31年3月7日(木) \*22

～保育園での受け入れ状況 その2～

○経管栄養の環境

- ・1階ケアルームで実施
- ・ケア児をベビーラックに横にし、点滴架台にミルクを入れたイルリガートルを吊るし、経鼻胃カテーテルより注入



平成31年3月7日(木) \*23

区の取組み（成果目標）

障がい児支援体制の整備等

- プランにおいて、障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標を定め、その達成に向けて取り組んでいる。  
成果目標「障がい児支援体制の整備等」の中で平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア児支援のための協議の場を設置することとした。  
⇒『大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議』

平成31年3月7日(木) \*24

～協議の場の設置①～

【大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議】

○プラン策定時における国の指針では「医療的ケア児」を対象とした協議の場の設置を求めていたが、医療的ケアの必要な方に対する「切れ目ない支援」が重要であることから、大田区においては18歳未満の“児”のみならず、18才以上の“者”も対象とした会議体とした。

平成31年3月7日（木）・25

～協議の場の設置②～

【大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議】

○目的

⇒人工呼吸器を装着している障害児及び障害者、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児及び障害者が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう関係機関が互いに連携し、情報交換、連絡等を行う。

平成31年3月7日（木）・26

～協議の場の設置③～

【大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議】

○委員構成

⇒区長が委嘱する委員11人（学識経験、保健・医療、福祉、保育、教育）と区職員10人で構成。

「協議の場」を通じて、医療的ケア児・者及びその家族が必要とする情報を提供できる体制（顔の見える体制）を整備。

平成31年3月7日（木）・27

～協議の場の設置④～

【大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議】

【会議の議題】

【第1回】

○区のプランや取組を報告  
○区内の医療的ケア児の状況を共有



【第2回】

○委員からの報告  
・東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修  
・都立肢体不自由特別支援学校における  
医療的ケア児のための専用通学車両の運行  
○入新井保育園の見学  
※会議資料及び会議録は大田区ホームページで公開

平成31年3月7日（木）・28

医療的ケア児の状況把握①  
～目的～

○目的

大田区内の医療的ケア児の人数や状況等の実態把握のため、身体障害者手帳などの大田区が保有する情報から、大田区内における医療的ケア児（0～18歳）の人数や必要な医療的ケアを確認するための資料を作成。

平成31年3月7日（木）・29

医療的ケア児の状況把握②  
～対象とした医療的ケア～

○医療的ケアの内容は、人工呼吸器の装着その他の日常生活を営むために要する次のケアとした。

⇒人工呼吸器、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素、吸引、吸入、I V H（中心静脈栄養）、経管栄養、腸ろう、透析、定期導尿、人工肛門

〔対象とした12の医療的ケアは、平成29年度第1回当連絡会で報告された「医療的ケア児に関する現況調査」と同一〕

平成31年3月7日（木）・30

## 医療的ケア児の状況①～人数～

- 区役所での把握人数は65人
  - 性別別の人数  
⇒男性36人、女性29人
  - 年齢別の人數  
⇒未就学児33人、小学生以上32人

※区役所が持っている情報以外にも、医療機関などが把握している医療的ケア児もいると考えている。

平成31年3月7日(木) 43

## 医療的ケア児の状況②～手帳の有無～

- 身体障害者手帳の所持者数  
⇒ 1級41人、2級9人、計50人（全体の約8割）
  - 身体障害者手帳・愛の手帳の両方とも未所持  
⇒ 10人（すべて未就学児）
  - 大島分類の1～4該当者  
⇒ 15人

大風量	21	22	23	24	25	26	27
中風量	20	13	14	15	16	17	18
小風量	19	12	7	8	9	10	11
微風量	18	11	6	3	1	2	3
停止	17	10	5	2	1	2	3

(有時適用) 運行名: M15名  
運行名: M16名  
運行名: M17名  
運行名: M18名

平成31年3月7日（木）・32

## 医療的ケア児の状況③ ～医療的ケア内容～

- 医療的ケアの内容で多いもの  
 ⇒吸引：43人/65人（66%）  
 経管栄養：36人/65人（55%）  
 人工呼吸器：23人/65人（35%）

※複数の医療的ケアを要する方もいるため、  
医療的ケアの内容をあわせると  
対象の合計人数 65人より多い数字と  
なっている。



平成31年3月7日（木）・33

おわりに

ご清聴ありがとうございました。

大田区では、医療的ケア児・者が  
安心して生活ができるよう、  
支援してまいります。



平成31年3月7日(木) p.34